

急増している点検商法に注意！！

【事例1】夕方、2人連れの知らない業者が訪れ、排水管の清掃をしないかと勧誘された。迷っていたところ、近所をやっている今なら割安にできる。そのまま放置すればもっと費用がかかることになるなどと言われ、暗くなり心細くもあったので、渋々承諾した。契約書を記入している最中に作業が始まり、わずかの時間で排水管の清掃は終わった。別の者が工事の点検に来ると言い残して2人連れは帰ったが、入れ違いに別の者が現われ点検をするので床下に入れる畳の部屋はどこかと尋ねられた。清掃箇所と全く関係ない場所なので、不審に思い引き取ってもらったが、排水管清掃もあまりに短時間で終わった。騙されたような気がする。

【事例2】訪問販売業者と排水管洗浄の契約をし、その場で31,500円支払い、洗浄は終わったが、続いて床下に潜って点検し、湿気がありこのままではシロアリにやられる。竹炭マットを敷けば大丈夫と言われ、67万円で契約した。明日工事し、代金を現金で払うことになっているが、竹炭マットは高額なので止めたいと思う。

【事例3】デイケアに通ってきている高齢者のところに、昨日、3人連れの男性が訪れ排水管を点検し、4万円で洗浄してあげると言われたが、現金がないという明日集金に来ると言われたようだ。契約書に署名捺印したが、契約書はそのまま持ち帰ったとのこと。日常生活には支障はないが、その高齢者には軽い認知症が認められる。おかしいと思うがどうしたらいいだろうか。

最近、事例のように、県外ナンバーのワンボックスカーに乗り、数人のグループで排水管の点検・洗浄を口実に戸別訪問し、このままでは、排水管が詰まり大変なことになると不安を煽り、強引に契約させた後、点検と称して床下に潜り込み、防蟻、防湿工事の勧誘をする手口が横行しています。

《相談員のアドバイス》

- ☆業者の説明を鵜呑みにしてはいけません。ほとんどの場合排水管の洗浄が必要な段階ではありません。また、高圧洗浄の場合、排水管そのものを破損する可能性すらあります。
- ☆排水設備に不安をお持ちの方は、地元自治体の指定管工事業者などに相談の上、工事費を見積もって貰った上で判断するようにしましょう。
- ☆防湿、防蟻工事についても、地元の信頼のおける工務店などに相談し、点検を受けるようにしましょう。
- ☆事例のような訪問販売による契約に不満・不安がある場合には、無条件で解約できるクーリング・オフ制度が利用できます。工事が終わっていても諦める必要はありません。契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフが可能です。
- ☆類似事例について、積極的に最寄りの市町や県の消費生活センターに相談、情報提供をお願いします。